令和6年小田原市議会3月定例会議案 (議案第12号~議案第18号)

令和 6 年 2 月14日提出

○条例議案	
議案第12号	小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例1
議案第13号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例2
議案第14号	小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 5
議案第15号	小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 6
○事件議案	
○ずけ城朱	
議案第16号	和解について
議案第17号	指定管理者の指定の変更について(小田原フラワーガーデン) 8
議室第18号	市道路線の認定について

条 例 議 案

議案第12号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小田原市条例第10号)の一部を 次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第13号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例(平成12年小田原市条例第8号)の一部を次のように改正する。 目次中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第6号中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円第2条第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。
 - (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使

用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。第4条において「総務省令」という。)第1条の2に定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第4条第3号エ中「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下この号及び第6号において「総務省令」という。)第1条の2」を「総務省令第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同号オ(7)中「1, 180,000円」を「1,450,000円」に改め、同号オ(4)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同号オ(4)中「1,590,000円」を「1,720,000円」に改め、同号オ(5)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同号オ(5)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同号オ(5)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同号オ(5)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同号オ(5)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号オ(5)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号オ(5)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同号オ(5)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

第6条第1項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第9条第61号中「(昭和25年政令第338号)」を削り、「1件につき 27,000円」を「27,000円」に改め、同号を同条第63号とし、同条第60 号の次に次の2号を加える。

(61) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規 定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審 査 27,000円 (62) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大 規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

第20条第1項第1号ウ(ア)及び第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第15章の章名を次のように改める。

第15章 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

第23条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号から第8号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条第3号エの 改正規定は、同年3月1日から施行する。

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍法及び消防法に基づく事務に係る標準手数料の設定等が行われることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、建築基準法に基づく事務に係る手数料を定める等のため提案するものであります。

議案第14号

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

小田原市障害児通園施設条例(平成15年小田原市条例第2号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項第1号中「規定する」の次に「内閣府令で定める便宜の供与に係る」を加え、同条第2項中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第6条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

児童福祉法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第15号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年小田原市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第23号を次のように改める。

(23) 放射線診断科

第4条第3項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 放射線治療科

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市立病院における放射線科の診断及び治療の専門分野をそれぞれ診療科目として明示 するため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第16号

和解について

市を被告とする訴訟について、次のとおり和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

- 1 事 件 名 令和4年(ワ)第753号 損害賠償請求事件
- 2 係属裁判所 横浜地方裁判所川崎支部
- 3 相 手 方 原告 市外在住者
- 4 事件の概要 令和2年11月22日午前11時頃、久野地内の大林林道において原告が自転車で走行中、水路横断部に設置されていたグレーチングの間の隙間に自転車の前輪が挟まり、転倒して負傷したことについて、市の管理に瑕疵があるとし、医療費等の損害賠償及び訴訟費用を求める訴えが提起された。
- 5 和解の概要 次の内容で原告と和解の合意が得られた。
 - (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、既払金(物件損害につき金39万2,534円)のほか、金1,320万円の支払義務のあることを認める。
 - (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
 - (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第17号

指定管理者の指定の変更について

次のとおり指定管理者を構成する団体に変更があるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称 小田原フラワーガーデン

2 指定管理者 小田原フラワーガーデンパートナーズ

代表者 横浜緑地株式会社

代表取締役 瀧 本 靖

横浜市磯子区杉田四丁目5番10号

3 指定管理者を構成する団体の変更内容

変 更 後	変 更 前				
構成団体	構成団体				
横浜緑地株式会社	横浜緑地株式会社				
伊豆箱根鉄道株式会社	伊豆箱根鉄道株式会社				
	株式会社加藤造園				

4 変 更 日 令和6年4月1日

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第18号

市道路線の認定について

次の路線の認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理	宝文 · 公見 · /y ·			起	点			重要な経過地
番号				終	点		-	里安は柱旭地
1	1 0004	曽	比	字	桑	木	畑	
1 3294	曽	比	字	桑	木	畑		
2	0 0 0 5	栢	山	字	2	道	下	
2 3295	栢	Щ	字	2	道	下		
3 3296	栢	山	字	?	苅	分		
	栢	山	字	2	苅	分		

令和 6 年 2 月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦